

令和5年10月から導入開始！

インボイス制度の事前準備・対策はお済みですか

# 消費税インボイス制度 相談会・セミナー等へ専門家を派遣します

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されましたが、事務処理が複雑になり実務的な問題を抱える事業者も少なくありません。

富山県中小企業団体中央会では、インボイス制度の概要や今後の対応を支援するため、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行います。負担金は原則無料（中央会で負担）ですので、お気軽にご活用ください。

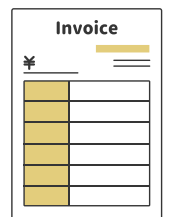
## 専門家

- 税理士 ■ 公認会計士 ■ 弁護士
- 中小企業診断士 ■ ITコーディネータ
- 経営コンサルタント 等

【派遣実施期間】 令和7年1月末日まで

～ 相談内容・研修テーマの例 ～

- ✓ インボイス制度や消費税の基本的な仕組み
- ✓ インボイス制度に対応した請求書や領収書の様式について
- ✓ 取引先から課税事業者の選択を求められている免税事業者の対応
- ✓ デジタル化・IT活用によるインボイス制度への対応
- ✓ インボイス制度に対応するための補助金の活用方法



裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX（076-422-0835）にてお申込みください。また、本会のホームページからお申込みすることができます。内容によっては、対象とならないこともございます。また、予算枠に限りがございますのであらかじめご了承ください。

お申込み  
お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6F

TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

[URL] <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> [Mail] [info@chuokai-toyama.or.jp](mailto:info@chuokai-toyama.or.jp)